

令和元年10月1日から

**3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料（保育料）が無償化されます。**

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

▶**食材料費（給食費）、行事参加費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する方

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもの利用料（保育料）が無償化されます。

■無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

■幼稚園と認定こども園の教育部分については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料（保育料）が無償化されます。

※現行の潮来市多子軽減の制度を継続し、小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。

預かり保育を利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加え、1日450円まで（利用日数に応じて最大月額1万1,300円まで）の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設などを利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

■「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

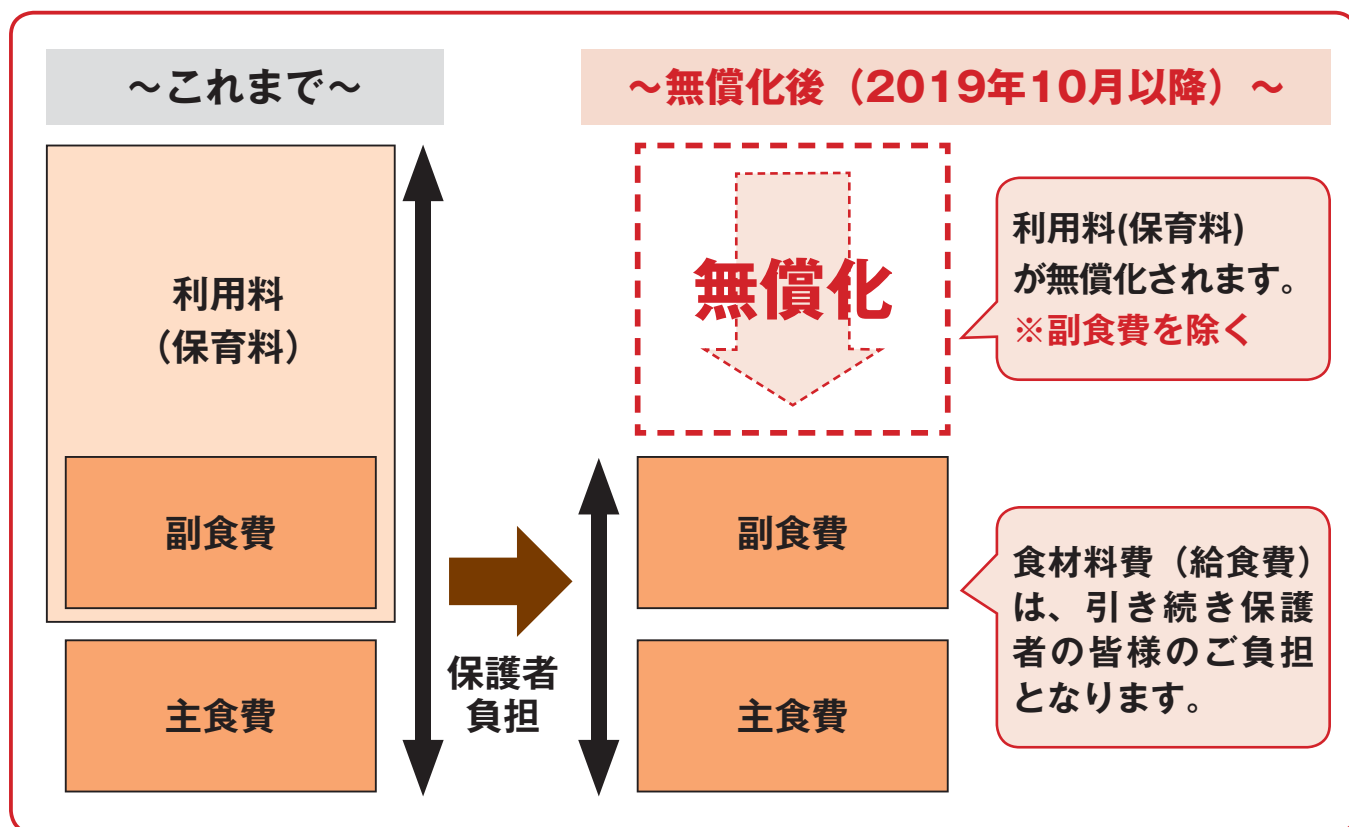
【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化の対象となります。

■認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

幼児教育・保育の無償化に伴う 食材料費（給食費）の取扱いについて

保育所や認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所や認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。



- 現在、2号認定（3～5歳児）の食材料費（給食費）は、
 - ・主食（お米など）分については、直接、保育所や認定こども園にお支払い
 - ・副食（おかずやおやつ）分については、利用料（保育料）の一部としてお支払いいただいております。
 - 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費（給食費）については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。

今後は、主食分と副食分の食材料費（給食費）をまとめて、保育所や認定こども園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
（ただし、所得階層などによっては副食費が免除になる場合があります。）
 - 食材料費（給食費）の金額は、施設ごとに異なります。
- ※3号認定（0～2歳児）の方は、現在の取扱いから変更ありません。

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386